

## 香港における特許出願制度概要

北京銀龍知識産権代理有限公司

杜 嘉璐  
弁理士  
法律部 副部長



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の後押しを受けて設立された代理機構である。筆者の杜副部長は、中国で大学卒業後、2007年に来日し、2009年に日本の特許事務所に入社し、日本国内出願、中間処理等の作業を経験した。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社した。現在、特許関連の無効審判および侵害訴訟を担当している。

香港特許法の規定によれば、特許は、標準特許と短期特許という2種類に分けられている。そのうち、標準特許は、日本の特許に相当し、短期特許は、日本の実用新案に相当する。

標準特許とは、指定特許庁で登録された特許に基づいて、香港で記録および登録された特許をいう。指定特許庁とは、中国知識産権局、イギリス特許庁およびイギリスを指定した欧州特許出願（いわゆる EPC ルート）に関する欧州特許庁をいう。標準特許の保護期間は、指定特許の出願日から20年間である。

短期特許とは、香港特許庁に直接出願し、実体審査を行わず、方式審査のみがされて付与された特許をいう。

### 一、出願手続の流れおよび必要な書類

標準特許の出願手続は、次ページのフローチャートのとおりである。

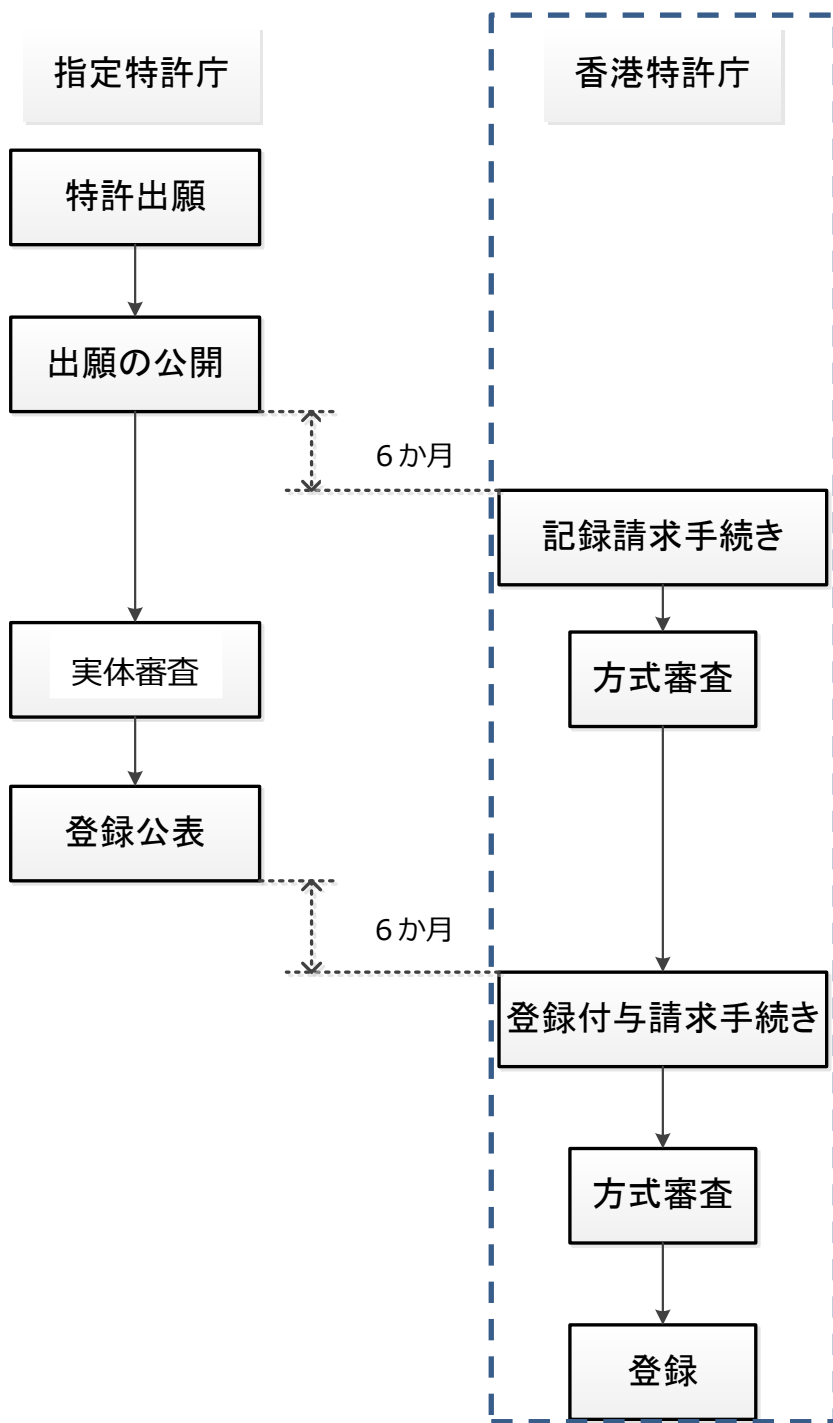
#### 1. 指定特許庁での出願

香港の標準特許出願は、指定特許庁での特許出願を前提としているため、標準特許を取得するために、まず、指定特許庁の規定に従った特許出願（以下、指定特許と称する）を提出する。

指定特許の種類は、以下である。

- (1) 指定特許庁（中国、英国、EPC（英国指定））に直接に提出した出願
- (2) 指定特許庁に移行された PCT 出願

### 香港での特許出願の流れ



## 2. 香港特許庁での記録請求手続き

指定特許が公開された日から 6 月以内に、香港特許庁に記録請求手続きを行う。当該期限は延長できない。

出願のための書類は、以下のとおりである。

- (1) 記録請求書（香港特許庁からダウンロードできる）
- (2) 指定特許公開公報のコピー
- (3) 発明名称の中国語および英語名称
- (4) 中国語および英語の要約
- (5) 出願人の姓名または名称および住所
- (6) 優先権を主張する場合、優先権に関する書類
- (7) 新規性喪失例外を適用する場合、新規性喪失例外に関する書類
- (8) 中国香港での書類送達住所

なお、代理人に委任する場合、当該代理人は、中国香港に住所または営業所を有することが必要である。

記録請求手続きから 1 か月以内に提出料金（380HK ドル）および公告料金（68HK ドル）を納付する。記録請求を提出した後、香港特許庁は、記録請求に対して審査を行い、不足がある場合、2 か月の補正期限を出願人に与える。不足のない場合あるいは補正により克服した場合、記録請求を香港知識産権公報に公告する。

## 3. 登録付与請求手続き

指定特許が登録された日から 6 か月以内に、香港特許庁へ登録付与請求手続きを行う。当該期限は延長できない。

登録付与請求手続きのための書類は、下記のとおりである。

- (1) 登録付与請求書（香港特許庁からダウンロードできる）
- (2) 指定特許の登録公報のコピー
- (3) 中国語および英語の発明名称
- (4) 中国香港での書類送達住所

登録付与請求手続きから1か月以内に提出料金（380HKドル）および公告料金（68HKドル）を納付する。記録請求を提出した後、香港特許庁は、登録付与請求手続きに対して審査を行い、不足がある場合、2か月の補正期限を出願人に与える。不足がない場合あるいは補正により克服した場合、授権された標準特許を香港知識産権公報に公告する。

また、香港特許庁法は、実体審査を実質的に行わず、指定特許庁の審査結果に基づいて特許性を判断するため、拒絶査定、それに対する不服審判制度及び不服審判に対する裁判制度はない。

なお、記録請求が公告されてから5年以内に登録付与請求手続きに入らない場合、維持料金を払う必要がある。維持料金を払わないと、取り下げとみなされる。

## 二、補正について

標準特許出願が公開されており、かつ授権される前に、更に、その補正内容が指定特許に対して行われたものである場合、補正することができる。なお、公開された出願書類の記載範囲を超えた新規事項の追加はできない。

## 三、分割出願について

指定特許出願に基づく分割指定特許出願の公開日または記録請求の公開日の何れか遅い日から6か月以内に、分割指定特許出願の記録請求を提出することができる。

## 四、特許の取り消しについて

通常、ある香港特許を取り消すためには、裁判所に請求する必要がある。請求は何人も行うことができる。裁判以外では、指定特許庁における異議申立て手続きまたは無効審判手続きにより指定特許が取り消された場合、指定特許に対する取消決定に基づいて香港特許庁へ取消請求を提出することができる。

## 五、特許条例の改正

香港立法会は、2016年特許条例（改正）を制定した。本原稿作成時点では、当該改正条例は、まだ施行されていない。

当該改正により、独自の特許付与制度が構築され、香港特許庁へ直接に特許を出願することができることとなる。これは現状の標準特許制度と併存する制度である。直接出願に対して実体審査を行い、拒絶理由がない場合、登録になる。一方、香港特許庁は、実体審査を行う経験および能力を欠いているので、実体審査は国家知識産権局にアウトソーシングされる。

ソース：

1.香港政府の知的財産局の公式ウェブサイト

[http://www.ipd.gov.hk/eng/intellectual\\_property/patents/how\\_to\\_apply.htm](http://www.ipd.gov.hk/eng/intellectual_property/patents/how_to_apply.htm)

[http://www.ipd.gov.hk/eng/faq/designs/ds\\_how2apply\\_e.pdf](http://www.ipd.gov.hk/eng/faq/designs/ds_how2apply_e.pdf)

2.2016年特許条例（改正）

[http://www.ipd.gov.hk/eng/intellectual\\_property/patents/patent\\_amendment\\_bill2016.htm](http://www.ipd.gov.hk/eng/intellectual_property/patents/patent_amendment_bill2016.htm)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)